

役員報酬等の支給基準について

社会福祉法人三国福社会の評議員・役員報酬は平成 29 年 2 月 3 日付  
社会福祉法人定款変更認可可否決定通知で認可された定款の通り  
定める。

令和 2 年 6 月 19 日

社会福祉法人三国福社会

理事長 鈴木 仙舟

定款（抜粋）

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対しての報酬は支給しない。

（役員報酬等）

第二十一条 理事及び監事に対しての報酬は支給しない。